

民法債権法Ⅱ（12月17日）採点基準

	小計	配点	得点
〔設問1〕	〔20〕		
○CのBに対する請求	〔5〕		
・一般不法行為の要件		2	
・あてはめ		2	
・結論		1	
○CのA社に対する請求			
・使用者責任の要件	4	4	
・事業執行性の解釈（外形理論）	4	4	
・あてはめ	〔6〕		
使用関係について		1	
一般不法行為の要件		1	
事業執行性について		4	
結論	1	1	
〔設問2〕	〔20〕		
過失相殺は認められないことの指摘（そのうち、Cの身体的素因が「過失」にあたらぬことの指摘の配点が2点）	3	3	
722条2項の趣旨	3	3	
いかなる場合に素因減責されるか	5	5	
あてはめ	〔8〕		
・椎間板ヘルニアは、経年性変化による形態学的異常であり、椎間板は20代から退行変性が始まるもので、無症状でもMRIで異常所見を呈する割合は、40歳以下で25%、40歳以上で60%といわれていること		2	
・Cが平成24年11月に頸椎椎間板ヘルニアと診断を受けている事		2	
・Cは数回の保存的治療により痛みがなくなったことから平成24年12月10日に治療が終了したこと		2	
・Cの頸椎椎間板ヘルニアの症状は、それほど重度のものではなく、日常生活に支障を来すようなことはなかったこと		1	
・Cは、本件事故時までの間に、首及びその周辺に異常を訴えることはなく、医療機関を受診することもなかったこと		1	
結論	1	1	
裁量点	10	10	
合計		50	